

(様式1)

西予市地域医療連携ネットワークシステム(せい坊ネット)運用規程 【西予市立病院・診療所用】

(目的)

第1条 西予市地域医療連携ネットワークシステム(以下、「せい坊ネット」という。)は、西予市民病院及び野村診療所(以下、「市立病院等」という。)が、患者の同意のもと、電子カルテシステム及びインターネットができるパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)等を利用して、当該患者の電子カルテ情報を閲覧するためのシステムであり、市立病院等間で診療情報の共有をより迅速化することを目的とする。

(システム管理)

第2条 せい坊ネットを管理するため、西予市生活福祉部内にせい坊ネット管理委員会を設置する。

(利用資格)

第3条 せい坊ネットは、市立病院等に勤務する医師(以下「利用医」という。)が利用できる。

(資格の停止及び休止)

第4条 せい坊ネット管理委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合、せい坊ネットの利用資格を停止することができる。

- (1) 利用医が退職により利用医の資格を喪失した場合
- (2) 利用医がせい坊ネットの利用停止を申し出た場合
- (3) 利用医が本規程に違反する行為を行なった場合

2 利用医は、前項第1号又は第2号の規定により利用停止を申し出ようとする場合は、利用医登録削除/利用停止申請書(様式9)を提出しなければならない。

(せい坊ネット利用に必要な環境)

第5条 せい坊ネットを利用するために、利用医は以下の環境を整え、かつ、維持しなければならない。

- (1) パソコンの設置:電子カルテシステム及びインターネットに接続できるパソコン又はタブレット端末
- (2) Web閲覧ソフトのインストール:InternetExplore(推奨)などのインターネットブラウザ
- (3) セキュリティ対策:ウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス定義ファイルが最新ファイルに更新されていること、OSソフトのアップデートなど、常にセキュリティ対策環境が最新の状態になっていること。
- (4) ファイル交換ソフトの使用禁止:ファイル交換ソフトは、ネットワークで接続していない他のパソコンを含め、本人、家族及び従業員が使用できない環境に置かれていること。

(利用手続き)

第6条 利用医が自院の電子カルテシステムを介してせい坊ネットを利用する場合は、手続きを要しない。

2 電子カルテシステム以外のパソコンでせい坊ネットの利用を希望する医師は、利用医登録申請書/端末接続申請書(様式3)を西予市民病院の地域連携室へ届け出る。

- 3 西予市民病院の地域連携室は、利用医登録申請書/端末接続申請書を確認し、利用医登録を行った後、利用医としてのIDとパスワードを付与する。

(利用医登録の削除について)

第7条 利用医が退職又は死亡などの理由によりせい坊ネットの利用医の削除をする場合は、利用医登録削除/利用停止申請書(様式9)を西予市民病院の地域連携室へ届け出る。ただし、自院の電子カルテシステムを介してのみせい坊ネットを使用していた場合は、手続きを要しない。

- 2 利用医の削除申請手続きを行った医師が、再度せい坊ネットの利用を希望する際には、新たに利用医登録申請書/端末接続申請書(様式3)を所属する市立病院の地域連携室へ届け出る。

(せい坊ネットの対象とする内容及び期間)

第8条 せい坊ネットの対象とするカルテの内容及びその期間等は以下のとおりとする。

- 1 対象患者 市立病院等に受診歴のある患者であって、いずれも本人又は親族等(6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族並びに後見人に限る。以下同じ。) からせい坊ネットの利用に係る同意が得られている患者
- 2 閲覧可能な内容
 - (1) 市立病院等の電子カルテ上にある、前項に規定する患者の基本情報、病名、処方歴、検歴、医師の記載、経過表、サマリ、各種レポート及び画像情報、その他関係職種の記録をその対象とする。
 - (2) 公開されている所見などの情報はあくまでも参考にとどめるものとし、診断は各利用医の判断に委ねるものとする。
- 3 閲覧可能な期間は、原則として公開日から遡って2年間及び当該公開日以降999日間とする。ただし、特段の申し出がない限り、最終閲覧日から999日間、自動的に延長されるものとする。

(せい坊ネットに関する患者の同意及びその撤回)

第9条 利用医は、せい坊ネットについて同意説明書(様式5)を用いて患者に説明を行い、同意書(様式6)により、せい坊ネットの利用に係る同意を得なければならない。

- 2 前条項にいう閲覧可能期間であっても、当該患者又はその親族等から、せい坊ネットへの同意撤回書(様式7)をもって閲覧停止の申し出があった場合は、直ちに閲覧停止となる。
- 3 同意書及び同意撤回書は、受領した市立病院等でそれぞれ保管する。
- 4 同意書及び同意撤回書による意思表示は、市立病院等に対してなされたものとみなす。

(せい坊ネットの利用開始設定)

第10条 特定の患者の利用医が当該患者につき、せい坊ネットの利用を開始しようとする場合は、次の各号のとおり手続を行うものとする。

- (1) 利用医は、患者又はその親族等に対し、せい坊ネットについて十分な説明を行い、同意書(様式6)に署名してもらう。
- (2) 利用医より同意書を受領した地域連携室職員は、速やかに閲覧設定を行い、自院以外の市立病院等の担当職員宛てに、同意書をFAXで送信する。
- (3) FAXを受領した地域連携室職員は、速やかに電子カルテシステムの閲覧設定を行う。

(登録患者情報の削除)

第11条 せい坊ネットでの登録患者情報は、最終閲覧日より999日が経過すると自動的に削除されるものとする。

2 次の各号に定める手続きがされた場合は、登録患者情報は削除される。

- (1) 患者より同意撤回書(様式7)が提出された場合。
- (2) 利用医より登録患者削除申請書(様式8)が提出された場合。

(情報セキュリティの確保及び管理)

第12条 せい坊ネットは、次の各号に掲げる方法によりセキュリティが確保及び管理される。

- (1) 認証:証明書による認証の実施
- (2) トンネリング:IPSecVPNによるトンネリング
- (3) 暗号化:SSLによる通信の暗号化
- (4) アクセス制御:ファイアウォールで不要な通信を遮断
- (5) DMZ:ファイアウォールによる隔離区域
- (6) セグメント分割:診療情報を非公開セグメントに設置
- (7) 利用パソコンまたは端末等の登録
- (8) 全利用者のweb型電子カルテへのアクセス履歴の記録と管理者による使用状況の監視

(個人情報保護関連ガイドライン等の遵守)

第13条 せい坊ネットは、次の各号に掲げるガイドライン等を遵守して利用されるものとする。

- (1) 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」
(令和2年10月一部改正)
- (2) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」(令和3年1月改正)

2 実際の利用にあたっては、利用医は以下の点についての管理責任を負うものとする。

- (1) インターネットに接続するパソコン等は、利用申請時に登録したものに限定する。
- (2) 使用パソコン等には起動パスワードを設定する。
- (3) 使用パソコン等にはウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス定義ファイルが常に最新ファイルに更新されていること。OSソフトのアップデートなど、常にセキュリティ対策環境が最新の状態になっていること。
- (4) Winny等のファイル交換ソフトがインストールされているパソコン等の端末又はネットワーク環境下では、絶対に使用しない。
- (5) 利用医は、画面に表示された診療情報の印刷やパソコン等への保存を行わない。
- (6) 関係者以外による閲覧の防止、パスワードの適切な管理など、パソコン等の使用環境には十分な配慮をする。
- (7) 利用医はせい坊ネットの利用にあたり、個人情報の漏えい等により個人の権利及び利益が侵害されないよう、善良な管理者の注意をもって、本規程を遵守しなければならない。

(利用医の責任)

第14条 利用医の故意又は過失によって、個人情報に係る当該患者個人の権利及び利益が侵害されたことが明白な場合には、当該利用医はそれによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(管理運用体制)

第15条 せい坊ネットの運用上解決すべき課題が生じた場合は、せい坊ネット管理委員会にて適宜協議を行うものとする。サービスに関する窓口は市立病院等の担当職員とする。

附則(施行期日)

この規程は令和3年4月1日より施行する。

この規程は令和7年4月1日より施行する。